

# 正しいごみの分別をお願いします

毎年3月末~4月上旬に各ご家庭に配布している「人権・情報カレンダー」は、村のごみ収 集日を記載しています。「ごみ・資源分別マニュアル・ごみ分別簡易マニュアル」には、資源 の分け方・出し方、ごみステーションに出すことのできない粗大ごみの出し方など様々な情報 を記載してあります。 特に、燃えるごみは微生物の力を使った生物処理(メタン発酵処理)を行っ ているため、ルールに従って分別をしていただかないと、ごみ処理が出来なくなる場合があり ます。ルールに従ったごみの分別にご協力をお願いします。

# 「違反シール」の取り組みを強化

ルールに従わずに出されたごみには、「違反シール」を貼付し、ごみの回収は行いません。これは、 ごみ処理施設に不適切なごみや混入禁止物の搬入を防ぎ、ごみ処理施設での事故を防止するための重 要な取り組みです。

誤ったごみの出し方をするとそのごみを処理するために追加の費用がかかり、村の財政に大きな負 担がかかります。回収されずに残されたごみは、地域環境の悪化につながる恐れがあります。マニュ

アル等をご確認いただき、適切なごみの処理をお願いいたします。

※特にスプレー缶などの混入禁止物が1つでも確認された場合、 回収は行いません。

(混入禁止物については、広報令和4年11月号や村ホームページ をご覧ください。)

※また、ごみの分別が適切に行われていないと判断された場合も 回収は行いません。

- 粗大ごみです 村では処理できません

出した人は引き取ってください

### 【ルールが守られず「燃えるごみ」として出された実例】

- ●「資源プラスチックの日」に出すべきお弁当容器やビニール製の梱包資材などのプラスチック類が 入っている。
- ●「廃プラスチック類の日」に出すべきリュックやバッグ、靴、財布などの皮革製品類、おもちゃな どが入っている。
- ●「粗大ごみ」で出すべき布団や毛布、絨毯、カーテン、40cm×3cmを超える枝木類などの長尺物が入っ ている。
- ●「衣類の日」に出すべき洋服やタオルなどの衣類・布類が入っている。
- ●「金属類やガラス類、びん、ペットボトルの日」に出すべき空き缶やガラス陶器類、びん、ペット ボトルが入っている。
- ●「有害ごみの日」に出すべきバッテリーやスプレー缶、ライターなどの危険物が入っている(**ごみ** 収集車やごみ処理施設の火災事故に直結するので非常に危険なものです)。 など

問合せ 保健衛生課 ☎82-1777



# もえるごみ袋(小)を再販売します



可燃ごみは、小川地区衛生組合と構成4町1村で定めた指定袋「もえる ごみ収集袋」により収集を行っています。この指定袋以外で排出された場 合は、可燃ごみの収集は行いません。ご注意ください。

現在、「もえるごみ収集袋」は大45リットル、中30リットルの2種類を販 売しております。地域の皆さまから多くのご要望をいただいたので以前販 売していた小15リットルを再販売いたします。4月から販売を開始する予 定です。

なお、小15リットルは、取っ手付きとなっており、袋を縛りやすく搬出 しやすいように変更しています。

問合せ 保健衛生課 ☎82-1777

